

全養協通信

平成20年9月3日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

厚生労働省・国の動き

1. 平成21年度 厚労省予算概算要求出される（8月26日）

～ 看護師配置の充実、幼稚園費創設等を要求 ～

厚生労働省は、8月26日に平成21年度予算概算要求を公表しました。7月29日に政府が発表した「5つの安心プラン」にもとづき、「未来を担う子どもたちを守り育てる社会」関連に1,262億円（前年度932億円）を計上し、保育サービス等子どもと家族を支える社会的基盤の整備、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、を核とした施策展開がはかられます。

児童養護施設関係の主な概算要求内容は次のとおりです（別添「平成21年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要」をあわせてご覧ください）。なお、今後12月までの予算折衝となります。

小規模グループケアの推進（613か所 645か所）

平成16年度に策定された「子ども・子育て応援プラン」にもとづき、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設等の整備を進める。

幼稚園費の創設（新規）

昨年度概算要求において提示されたが、予算化されなかった項目。全養協の今年度予算要望等をふまえ、再度概算要求に掲げられた。

基幹的職員の格付け（新規）

一定の経験者が都道府県等において行う研修等を修了することで、措置費の加算等をはかる。

看護師の配置の推進（53か所 151か所）

常勤看護師の配置推進のため、配置か所数の増を要求。

学習指導費加算の拡充

部活動等にかかる経費を新たに支弁するよう要求。

施設整備費の交付対象の拡大・施設整備の充実

次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の充実（自立援助ホーム等も含めた交付対象の拡大）をはかるとともに、耐震化工事を含めた整備充実をはかる。

概算要求として215億円が計上されており、例年どおり都道府県の計画・申請にもとづいた活用が予定されている。

2. 社会福祉士国家試験受験資格にかかわる実務経験範囲が拡大

～ 児童養護施設の保育士・家庭支援専門相談員が実務経験の範囲に入る ～

社会福祉士養成過程の見直しにあわせ、全養協・全乳協・全母協の連名で要望。実態にあわせた実務経験対象範囲の拡大がはかられる。

社会福祉士養成課程の見直しについては、昨年厚生労働省の検討作業チームで検討された見直し(案)で、児童養護施設等での保育士も対象職種も含まれることとなりました。

しかし、乳児院は社会福祉士の受験資格として認められる実務経験の対象施設となっておらず、今回の見直し(案)でも乳児院の保育士は相談援助業務の実務経験に含まれないこと、児童養護施設・乳児院の家庭支援専門相談員は対象になっていないこと、母子生活支援施設の少年指導員が対象になっていないこと等、相談援助業務を行う児童福祉施設職員の現状が見直し(案)に反映されていませんでした。そのため今年1月10日、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会では、3種別協議会の連名でパブリックコメント(意見書)を厚生労働省に提出し、児童福祉施設の実態を反映した受験資格にかかわる実務経験の範囲拡大を要望しました。

実務経験範囲の拡大通知発出・平成20年度国家試験から適用

これらの意見をふまえ、厚生労働省では社援発第0623002号(平成20年6月23日付)「『指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について』の一部改正について」を発出し、下記の職種についても社会福祉士国家試験受験資格における実務経験の対象職種とすることになり、平成20年度社会福祉士国家試験から適用することとしています。

新たに社会福祉士国家試験受験資格における実務経験として認められる職種

- ・児童養護施設 「保育士」「家庭支援専門相談員」
今までは「児童指導員」のみ
- ・乳児院 「児童指導員」「保育士」「家庭支援専門相談員」
今まではなし
- ・母子生活支援施設「少年を指導する職員(少年指導員)」
今までは「母子指導員」のみ

なお「児童指導員」「保育士」について、所定の要件のもと介護福祉士国家試験の受験資格として実務経験を申請している場合、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。詳しくは社会福祉振興・試験センターのホームページをご覧ください。

社会福祉振興・試験センター http://www.sssc.or.jp/index_2.html

全養協・全社協等の動き

3. 養育のあり方、日々の実践を考える報告書刊行！！

「この子を受けとめて、育むために 育てる・育ちあういとなみ」

～ 職員の学習・研修会、専門性向上のために、ぜひご活用ください ～

全養協では、平成18年～19年度にわたり、「児童養護における養育のあり方に関する特別委員会」を設け、「社会的養護を必要とする子どもたちの養育はどのようにあることが望ましいか」との課題について検討を重ねてきました。また検討期間中には、「中間まとめ(案)」を公表し、広く児童養護施設関係者からご意見をいただきました。

このたび、本特別委員会の報告書を「この子を受けとめて、育むために ～育てる・育ちあういとなみ～」として、8月下旬に刊行し、広くみなさんに頒布をすることといたします。

児童養護施設における養育について学び、気づき、日々の実践に活かすために、職員の学習・研修会の資料として、本書をお役立てください。

体 裁 新書版 80ページ

頒布価格 500円(税込/送料別)

お申込み後、お送りする書籍に同送する請求書により、銀行または郵便局から頒布代金をお支払いください。

同一か所への1回につき20冊以上のご購入は、送料サービスとなります。



<もくじ>

はじめに、養育についてのメッセージ

第1章 養育とは 児童養護施設の今後の方向

家族の機能が弱まっている現在では、養育のモデルを提示していくことにもなるう

- ・児童養護施設の「養育」機能
- ・児童養護施設に「養育」機能を根づかせる
- ・養育のはじまりと「つながりの契機」
- ・「養育」のパラドックス
- ・継続的な「ライフサイクル支援」

第2章 子どもの育ちを支える

日常生活をとおして、子どもの心身の健康が促進される

- 1 子どもを理解し受けとめるために
- 2 どのようなおとなを子どもは求めているか
- 3 子どもと家族
- 4 子どもの養育を担う人
- 5 子どもの養育の場といとなみ
- 6 社会との接点と連携の展開

本文から「養育についてのメッセージ」(抜粋)

養育とは、子どもが自分の存在について、「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信をもてるようになることを基本の目的とする。そのために、安心して自分を委ねられるおとなの存在(養育者の存在)が必要となる。子どもはその養育者によって、まず生きていることそのものを尊い、自分を大切と受けとめられていくことによって、自分や世界(自分のまわりの人、もの、こと、ひいては世の中)を受け入れ、それらに関心を向け、関係をもつようになる。

全養協ホームページからお申し込みください

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

お届けまでに若干時間をいただく(2週間程度)場合がありますので、何卒ご了承ください。

4. 「地域協働わくわく子育てフォーラム」にご参加ください

～ 9月13日(土)開催・引き続き参加申込受付中 ～

全国社会福祉協議会では、昨年度実施した保育所と地域の関係機関(人材)等が協力し、地域の子育て家庭を支援する仕組み(プログラム)や協働のあり方についての研究成果をふまえて、広く児童福祉施設、民生委員児童委員、社協、行政、医療、NPO、市民の参画を得て、地域社会全体で協働した子育てと子育てを支える多様なプログラムを展開していくため、標記セミナーを開催いたします。

- ・日 時 平成20年9月13日(土)
- ・会 場 全社協「灘尾ホール」
- ・参加費 2,000円

詳細及びお申込みについては、全社協ホームページをご覧ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/080730_02.html

「全社協トップページ」 「新着情報」 「地域協働わくわく子育てフォーラム」

前号でご案内した本フォーラムの開催日程に誤りがありました。正しくは9月13日(土)の開催となります。

その他の情報

5. 子どもたちを応援する自由なメッセージを公募します

～ 平成21年度 第63回「児童福祉週間」標語募集 ～

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～5月11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っていますが、平成21年度もその象徴となる標語の公募が行われます。今回の公募については、元気で頑張る子どもたちを応援する標語や、未来に向けての子どもたちからのメッセージとなる標語を、自由なテーマで募集します。

応募期間は平成20年9月1日から10月15日まで、はがき・FAX・インターネット等で募集します。詳細はこども未来財団ホームページをご参照ください。

こども未来財団ホームページ <http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/>

<過去の児童福祉週間標語(参考)>

- 平成16年度 広げよう 子育て支える 地域の輪
- 平成17年度 ちがうみんな ちがう夢 おんなじ大きな未来
- 平成18年度 大切だよ 信らいすること されること
- 平成19年度 見つけよう みんながもってる いいところ
- 平成20年度 つたわるよ めとめをあわせて はなしたら

6. 「しっかりキャッチ！！親と子どものSOS」をテーマに開催

～ 日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN)第14回学術集会 ～

日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN)では、「しっかりキャッチ！！親と子どものSOS」をテーマに、第14回目となる学術集会を広島県で開催します。

<期 日> 2008年12月13日(土)～14日(日)

<会 場> 広島国際会議場 他

プログラム詳細、参加費、申込方法等は、下記の学術集会ホームページをご参照ください。

日本子ども虐待防止学会第14回学術集会ホームページ <http://hiroshima-ped.com/jaspcan14/>

平成21年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成20年度予算額) (平成21年度概算要求額)
253,772百万円 → 261,421百万円

1. 社会的養護体制の拡充

79,867百万円→84,142百万円

(児童入所施設措置費(81,344百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,799百万円)の内数)

(1) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

○ファミリーホームの推進(新規)

養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業(ファミリーホーム)を推進する。

○里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○小規模グループケアの推進

児童養護施設等において虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

613か所 → 645か所

○幼稚園費の創設(新規)

児童養護施設、里親等へ措置されている子どもが幼稚園に通うための経費を支弁する。

○基幹的職員の格付け(新規)

施設において自立支援計画の作成、進行管理や職員の指導等を担う基幹的職員(スーパーバイザー)について、格付けを推進する。(一定の経験及び研修の受講を要件とする。)

○乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている被虐待児個別対応職員を乳児院にも配置する。

○看護師の配置の推進

医療的ケアの必要性が高い児童養護施設に対する看護師（常勤）の配置を推進する。

53カ所 → 151カ所

○学習指導費加算の拡充

学習指導費加算を充実し、部活動等にかかる経費を支弁する。

(2) 施設退所児童等への支援の充実

○児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充

児童養護施設を退所した子ども等に対し社会的な自立を促す援助を行う自立援助ホームについて、事業を充実するとともに「子ども・子育て応援プラン」に基づき、60か所を目標に設置を推進する。

○地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施

施設を退所した子ども等が就業や生活に関して気軽に相談できる場の提供や同じ悩みを抱える者同士が集まり情報交換等の活動を行うこと等を支援する地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

○児童家庭支援センター事業の拡充

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、100か所を目標に設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る。

○身元保証人確保対策事業の推進

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることがないように、身元保証人を確保するための事業を推進する。

(3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、ファミリーホーム・自立援助ホームや小規模分園型母子生活支援施設の施設整備を交付対象とするとともに、心理療法室・親子生活訓練室整備加算等の対象となる施設を拡大する。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(21,500百万円)の内数)

2. 母子家庭等自立支援対策の推進

170,627百万円→174,078百万円

(1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

8,191百万円

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供にいたるまでの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

○高等技能訓練促進費の拡充

看護師等経済的自立に効果的な資格養成機関の修業期間中に支給する高等技能訓練促進費の支給期間を、最後の3分の1から2分の1に延長する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

○母子自立支援プログラム策定事業の推進

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために活用する自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等との連携のもと、同プログラムに基づいた支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(2,843百万円)の内数)

(ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

○中小企業雇用安定化奨励金

1,647百万円

(職業安定局予算に計上)

中小企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給し、母子家庭の母等の正社員化を促進する。(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

**○職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施
(新規) (職業能力開発局予算に計上)**

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(10,001百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

**○母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの開発・実施(新規) 91百万円
(職業能力開発局予算に計上)**

母子家庭の母等に対する支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。併せて、保育サービスを提供する。

**○マザーズハローワーク事業の拡充 2,096百万円
(職業安定局予算に計上)**

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充するとともに、就職のための子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保、出張相談等を実施する。

○養育費相談支援センター事業 69百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う。

(2) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援

165,887百万円

○児童扶養手当 160,847百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、それら子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

○母子寡婦福祉貸付金 5,040百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

4, 480百万円→5, 003百万円

○配偶者からの暴力被害者等に対する一時保護委託費の充実

配偶者からの暴力被害者等の一時保護委託における同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定する。

(婦人施設措置費(2, 160百万円)の内数)

○婦人保護施設における子どものケアの充実

婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員を配置する。

(婦人施設措置費(2, 160百万円)の内数)

○人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修の実施(新規)

人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切な支援を確保するため、人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者を養成する研修を実施する。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2, 799百万円)の内数)